

○道路占用料 新単価表 令和4年4月1日から道路占用料が下表のとおり改正されます。

占用物件の種類		単位	旧単価	新単価	占用物件の種類		単位	旧単価	新単価	
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 510	円 598	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	円 39	円 49	
	第2種電柱		783	919		その他のもの	占用面積1㎡につき1月	392	496	
	第3種電柱		1,056	1,240		看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	392	496
	第1種電話柱		455	534			その他のもの	表示面積1㎡につき1年	3,926	4,964
	第2種電話柱		728	855		標識		1本につき1年	728	855
	第3種電話柱		1,002	1,176		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	39	49
	その他の柱類	45	53	その他のもの			1本につき1月	392	496	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	5		幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	39	49
	地下に設ける電線その他の線類		2	3			その他のもの	その面積1㎡につき1月	392	496
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	446	524		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,926	4,964
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	273	320			その他のもの		1,963	2,482
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	911	1,069		道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額
	郵便差出箱及び信書差出箱		382	449		道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	3,926	4,964		道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	392	496
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	911	1,069	道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		91	106			
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19	22	道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	32		上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41	48		その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		54	64	道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82	96		その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		109	128	道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		191	224		その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		273	320		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
外径1メートル以上のもの	546	641	道路法施行令第7条第11号に掲げる	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額				
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額								
道路法第32条第1項第3号に掲げる工作物	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	2	3	道路法施行令第7条第12号に掲げる器具	その他のもの	道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
	その他のもの		9	10				Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	728	855		トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	455		534		上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
		地下に設けるもの	273	320		その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	Aに0.033を乗じて得た額	
その他のもの	911	1,069								
道路法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	911	1,069						
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	占用面積1㎡につき1年	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	※Aは近傍類似の土地の時価を表すものとする。 ※太枠で囲まれた占有物件につきましては、占有料の改定に伴う、影響を軽減する目的として「激変緩和措置」が適用されます。(裏面参照)				
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額					
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額					
	上空に設ける通路	1,963	2,482							
地下に設ける通路	1,177	1,489								
その他のもの	911	1,069								

激変緩和措置

占用物件			令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	令和5年4月1日以降	
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	広告塔	表示面積1㎡につき1年	3,926	4,711	4,964	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	1,963	2,355	2,482	
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	1,177	1,412	1,489	
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	39	46	49	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	392	470	496	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	392	470	496
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	3,926	4,711	4,964
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	39	46	49
		その他のもの	1本につき1月	392	470	496
	幕（道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	39	46	49
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	392	470	496
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1年	3,926	4,711	4,964
		その他のもの		1,963	2,355	2,482
	道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1㎡につき1月	392	470	496